

## 山口県医療対策協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項の規定に基づき、本県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行うため、山口県医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) キャリア形成プログラムに関する事
- (2) 医師の派遣に関する事
- (3) キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事
- (4) 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事
- (5) 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と県とが連携して行う取組に関する事
- (6) 医師法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事
- (7) 前六号に掲げるもののほか、医師の確保を図るために必要な事項に関する事

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者の管理者その他関係者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 特定機能病院
- (2) 地域医療支援病院
- (3) 医療法第31条に規定する公的医療機関
- (4) 臨床研修指定病院
- (5) 民間病院
- (6) 診療に関する学識経験者の団体
- (7) 大学その他の医療従事者の養成に係る機関
- (8) 社会医療法人
- (9) 独立行政法人国立病院機構
- (10) 独立行政法人地域医療機能推進機構
- (11) 地域の医療関係団体
- (12) 関係市町
- (13) 地域住民を代表する団体
- (14) その他知事が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(協議会)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長に事故があり議長の職務を行うことができないときは、あらかじめ会長が指名した委員が議長の職務を代行する。
- 4 協議会は、会長が召集する。
- 5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 6 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 専門的立場からの意見を聞く必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は知事が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門委員は、再任されることができる。

(部会)

第7条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会には部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。
- 5 第5条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、山口県健康福祉部医療政策課で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。